

別表 (療育の給付等措置費徴収金額表)

世帯の区分		療育の給付	
		徴収月額	加算月額
A 世帯	世帯を構成する納入義務者(当該児童と生計を一にしない扶養義務者であつて、現に当該児童を扶養しているものを含む。以下「構成員」という。)のいずれかが生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項の規定による支援給付若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定による支援給付を受ける者である世帯(市長が定めるものを除く。以下「被保護世帯等」という。)	円 0	円 —
B 世帯	被保護世帯 構成員の全員が当該年度分(1月から6月までの間にあつては、前年度分。以下同じ。)の市町村民税を課せられていない世帯(以下「市町村民税非課税世帯」という。)	2,200	220
C 世帯	世帯 構成員のいずれかが当該年度分の市町村民税を課せられている構成員の市町村民税の額が均等割の額のみである世帯	4,500	450
D 1 世帯	等以外 該年度分の市町村民税を課せられている構成員の当該年度分の所得割の額の合計額(以下「所得割合計額」という。)が3,000円以下である世帯	5,800	580
D 2 世帯	の世帯 所得割合計額が3,001円以上5,800円以下である世帯	6,900	690
D 3 世帯	世帯 所得割合計額が5,801円以上8,700円以下である世帯	7,600	760
D 4 世帯	世帯 所得割合計額が8,701円以上13,000円以下である世帯	8,500	850
D 5 世帯	世帯 所得割合計額が13,001円以上17,400円以下である世帯	9,400	940

D 6 世帯	所得割合計額が 17,401 円以上 22,400 円以下である世帯	11,000	1,100
D 7 世帯	所得割合計額が 22,401 円以上 28,200 円以下である世帯	12,500	1,250
D 8 世帯	所得割合計額が 28,201 円以上 58,400 円以下である世帯	16,200	1,620
D 9 世帯	所得割合計額が 58,401 円以上 75,000 円以下である世帯	18,700	1,870
D 10 世帯	所得割合計額が 75,001 円以上 96,600 円以下である世帯	23,100	2,310
D 11 世帯	所得割合計額が 96,601 円以上 121,800 円以下である世帯	27,500	2,750
D 12 世帯	所得割合計額が 121,801 円以上 175,500 円以下である世帯	35,700	3,570
D 13 世帯	所得割合計額が 175,501 円以上 221,100 円以下である世帯	44,000	4,400
D 14 世帯	所得割合計額が 221,101 円以上 380,800 円以下である世帯	52,300	5,230
D 15 世帯	所得割合計額が 380,801 円以上 549,000 円以下である世帯	80,700	8,070
D 16 世帯	所得割合計額が 549,001 円以上 579,000 円以下である世帯	85,000	8,500
D 17 世帯	所得割合計額が 579,001 円以上 700,900 円以下である世帯	102,900	10,290
D 18 世帯	所得割合計額が 700,901 円以上 849,000 円以下である世帯	122,500	12,250
D 19 世帯	所得割合計額が 849,001 円以上 1,041,000 円以下である世帯	143,800	14,380
D 20 世帯	所得割合計額が 1,041,001 円以上である世帯	全額	全額の 10 分の 1 に相当する額。ただし、その額が 17,120 円に満たな

